

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスは、公正かつ透明性の高い健全な経営により、継続的な企業価値の向上を図ることを取り組みの基本的な考えにしております。具体的には以下のとおりであります。

- ・株主の基本的な権利である議決権を確保するという観点から、株主総会開催前にホームページにより招集通知、報告書の開示を行っております。また、株式分割や、1単元の株式の引き下げ（1,000株から100株に）等を実施し、流動性の向上に努めております。株主への利益還元は、配当面においては連結配当性向30%を基準にして実施しており、また、自社株式の取得などを機動的に実施し、株式価値を向上させております。
- ・情報開示と透明性は、当社が最も重要視する施策であります。情報開示については、適時開示制度に基づく開示にとどまらず任意の情報開示を積極的に行うと共に、開示内容の充実に努めており、情報開示の手段はマスコミ、ホームページなどにより積極的に行っております。その内容、財政状況、経営成績のみならず、多くの会社情報が得られ、判断できる状態にするため、社内体制を整備することで、一層の透明性を促進しております。
- ・当社は、平成15年1月に改定した当社の行動指針にて、顧客、社員、株主、社会などのステークホルダーに対する会社の行動を定め、役職員の指針として明確にしております。また当社の行動指針は、当社ホームページ、会社案内などにより、社会に発信し縦覧できるよう積極的に行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権電子行使環境の整備、招集通知の英訳】

当社の海外投資家の持株比率は現在1%未満であり、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については、今後の機関投資家や海外投資家の比率等を勘案し、必要に応じて検討していきたいと考えております。
なお、議決権は、書面による行使の他、インターネットによる行使も可能です。

【補充原則4-1 1-3 取締役会の実効性についての分析・評価】

取締役会の実効性の分析・評価は、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、分析・評価の方法等も含め、その実施を検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との関係の維持・強化や事業運営上の必要性、経済合理性等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合のみ、政策保有株式を取得し、保有致します。また、主要な政策保有株式については、毎年、取締役会で保有する意義を検証し、意義が乏しいと判断される銘柄については、市場への影響等に考慮しつつ売却を行います。
政策保有株式に係る議決権については、当社および投資先企業の中長期的な企業価値の向上を期待できるか否かという点等を総合的に勘案して、議案ごとに判断致します。
なお、当社は、株主価値を毀損するような議案については、肯定的な判断を致しません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社と取締役との利益相反取引については、法令および取締役会規程に基づき、取締役会の承認および報告を要するものとしております。なお、全役員に対し、期末日において関連当事者間取引に関する調査を実施し、取引内容の把握、監視を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 経営理念、経営計画

経営理念および中期経営計画は、当社ホームページに開示しております。

経営理念：<http://www.kingjim.co.jp/company/concept>

中期経営計画：http://www.kingjim.co.jp/st_files/storage/pdf/20150731ir1.pdf

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、有価証券報告書に開示しております。

有価証券報告書のうち、第一部第4の6(1)1. 1を参照ください。

有価証券報告書（第67期）：http://www.kingjim.co.jp/st_files/storage/pdf/67th_yuukasyoukenhoukokusyo.pdf

3.経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役・執行役員の報酬は、単年度の会社全体の業績および担当分野での実績等を総合的に勘案の上、決定される「月額報酬および賞与」と、中長期的な業績向上および企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるための「株式報酬型ストック・オプション制度」から構成されています。具体的な手続としては、取締役会の諮問機関として2015年9月に設置された「指名・報酬委員会」にて、取締役・執行役員の報酬等を検討し、取締役会に提案します。その上で、最終的には取締役、執行役員の報酬については取締役会で決定致します。なお、社外取締役に固定報酬のみを支給しています。

4.経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・執行役員の候補者の指名を行うに当たっては、人格識見に優れており、担当した業務で実績を上げた人物、会社経営に精通した人物、専門性の高い人物を候補者としております。監査役候補者の指名を行うに当たっては、人格識見に優れ、専門性の高い人物を候補者としております。

取締役会の諮問機関として2015年9月に設置された「指名・報酬委員会」が当社の取締役、監査役および執行役員の候補者を検討の上、取締役会に提案を行い、取締役会で審議・議決された後、取締役および監査役の候補者については、最終的には株主総会に議案として提出された上で、決定されます。なお、監査役候補者の指名を行うに当たっては、監査役会の同意を得ております。

5.個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明は、招集通知に記載しております。

第67回定時株主総会招集通知：<http://www.kingjim.co.jp/ir/meeting>

【補充原則4-1-1 取締役会の経営陣への委任の範囲】

取締役会は、社内規程（取締役会規程、職務権限規程等）に基づき、法令および定款の規定により取締役会の決議を要する事項、経営上の重要事項および重要な業務執行に係る意思決定を行うこととしています。取締役会から経営陣に対する委任の範囲は、職務権限規程、職務分掌表において定めております。

また、執行役員制度を採用しており、各執行役員は担当部門の業務執行責任者として、当該部門の業務を迅速、的確に執行しております。執行役員の業務のうち、重要事項に関しては執行役員が取締役会にて説明を行い、各取締役が審議、決議、監視をしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たした社外役員の独立性に関する基準を定め、有価証券報告書にて開示しております。

有価証券報告書のうち、第一部第4の6(1)4を参照ください。

有価証券報告書（第67期）：http://www.kingjim.co.jp/st_files/storage/pdf/67th_yuukasyoukenhoukokusyo.pdf

【補充原則4-1-1-1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス等に関する方針の策定】

取締役会は、経営の透明性の確保、めまぐるしく変化する経営環境の変化や多様性へ対応するために、専門知識や経験等の多様性を確保するとともに、適切な員数を維持することとしております。

現在は、取締役を8名、監査役を4名とし、うち社外取締役が2名、社外監査役が3名であります。当社の業務、経営に精通した社内取締役と、学者、経営者、税理士、弁護士、弁理士など高い見識と豊富な経験を有する人材を社外取締役および社外監査役として起用しており、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模は適切と考えます。ただし、今後の業務規模の一層の拡大、ガバナンス強化に対応するため、定款により取締役の員数の上限を10名以内としております。

【補充原則4-1-1-2 社外役員の兼任状況】

取締役・監査役の兼任については、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間を取れる合理的な範囲に留めております。有価証券報告書等にその内容を開示しております。

有価証券報告書のうち、第一部第4の5を参照ください。

有価証券報告書（第67期）：http://www.kingjim.co.jp/st_files/storage/pdf/67th_yuukasyoukenhoukokusyo.pdf

【補充原則4-1-4-2 トレーニング方針の策定】

当社では、取締役・監査役による経営監督・監督機能が十分に発揮されるよう、適宜、社外の有識者による経営やコンプライアンス、あるいは特定分野に関する講演会への参加など、必要な知識を習得する機会を提供することとしています。また、社外取締役・社外監査役が社内会議に出席し、幅広く業務内容の習得に努めるとともに、社外取締役・社外監査役が有する専門的な知識を社内でも共有できるようにしております。

社外取締役・社外監査役については、就任時に、当社の経営戦略、事業内容、中期経営計画の内容等の理解を深める為に、社内の各部門長を講師とするセミナーを受講することとしており、また、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配布・説明、関連情報の提供等を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との対話については、経営管理本部（経営企画部、人事総務部、経理部）と広報室が連携して取り組んでおり、経営管理本部長が、持続的な企業価値の向上のために、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みを統括しております。

個別面談以外の対話として、株主総会での質問・意見に対する丁寧な説明、年2回の決算説明会（アナリスト・ミーティング）での代表取締役社長による詳細な説明をはじめとして、機関投資家との対話の充実を図るほか、ホームページや事業報告書による情報発信を行っております。

また、IR活動を通して得られた株主・投資家からの意見や経営課題については、経営陣幹部に対して取締役会等で適切にフィードバックされたうえで、経営の質的向上に役立てております。

なお、対話に際しては、内部規程に基づき、未公表のインサイダー情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（％）
東京中小企業投資育成株式会社	2,139,080	6.59
株式会社三井住友銀行	1,376,702	4.24
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,011,084	3.11
宮本 彰	950,518	2.93
宮本 淑子	945,672	2.91
三井住友信託銀行株式会社	898,000	2.77
有限会社メイフェア・クリエイション	853,568	2.63
株式会社エムケージム	841,000	2.59
宮本 恵美子	781,265	2.41
樋尻 勝利	724,637	2.23

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月
業種	その他製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
恩蔵 直人	学者											
高木 暁子	その他											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
恩蔵 直人	○	----	当社に対して独立性を有しており、また、マーケティング戦略の第一人者であることを活かして、幅広い実績と見識に基づいて、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督が期待できるため。
高木 暁子	○	----	当社に対して独立性を有しており、また、MBAの資格を有し様々な企業での経験と学校経営者としての見識を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督が期待できるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

役員の人事や報酬に関する決定プロセスの一層の透明化を図るため、平成27年9月に「指名・報酬委員会」を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査計画の策定にあたっては、会計監査人および内部監査部門との調整を行っております。また、監査の方法および監査業務の役割分担などは、監査役会で決定しております。また、必要に応じ会計監査人との意見交換を実施しております。当社は内部監査部門として、監査室を設置しており、内部監査部門は、常勤監査役と意見交換を行い、内部監査計画の策定、内部監査内容の報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
太田 美奈	税理士													
垣内 恵子	弁護士													
丹羽 武司	その他									○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
太田 美奈	○	----	当社に対して独立性を有しており、また、税理士としての財務および会計に関する専門的立場から、的確な助言と監査による経営の監視機能の充実が期待できるため。
垣内 恵子	○	----	当社に対して独立性を有しており、また、弁護士としての豊富な経験と専門的見地を有しており、的確な助言と監査による経営の監視機能の充実が期待できるため。
丹羽 武司	○	当社の取引先である秀和特許事務所の副所長であり、当社と秀和特許事務所との間に特許等の出願申請代行等の取引が存在しますが、軽微な取引です。	当社に対し独立性を有しており、また、弁理士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、的確な助言と監査による経営の監視機能の充実が期待できるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役2名、社外監査役3名を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

賞与は、当期の会社業績等を勘案し支給することとしております。また、月額報酬の一定額以上を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することができます。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除きます。）が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるため、株式報酬型ストック・オプションを導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬総額164,752千円（社外取締役を除く）を第67期（自：平成26年6月21日・至：平成27年6月20日）の有価証券報告書で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

「指名・報酬委員会」を設置しており、当該「指名・報酬委員会」にて、取締役、執行役員および監査役の候補者、報酬等を検討し、取締役会に提案します。その上で、最終的には取締役、執行役員の報酬については取締役会で決定し、監査役の報酬については監査役の協議により決定いたします。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

人事総務部、経理部、経営企画部などが案件に応じてサポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） **更新**

○当社の業務執行は、常務会の事前審議を経て取締役会で付議・報告され、取締役会による監督に服するとともに、監査役（会）の監査を受ける

体制となっております。役員は、「指名・報酬委員会」にて取締役、監査役の候補者、報酬等を検討し、取締役会で候補者が指名され、株主総会決議により選任されるとともに、その報酬は、その上限となる総額を株主総会でご決議いただいております。当社は、平成15年9月より、執行役員制度を導入して、業務執行のスピード化を図っております。

○取締役会は、原則月1回開催し、「独創的な商品を開発し、新たな文化の創造をもって社会に貢献する」という当社の経営理念の下、株主価値の向上のための経営方針、事業計画、組織、財務状況、投資案件などの諸施策および取締役会規程に定める案件等に関し、ビジョンと実施可能性、リスク回避などを、出席役員による十分な議論により審議しております。また、当社および子会社を含めた業務の執行状況は、取締役会にて各担当役員が報告し、出席役員による監視を行っております。平成24年9月19日より、社外取締役1名が就任しており、また、平成27年9月17日に新たに1名増員し、社外取締役2名が就任しておりますので、コーポレート・ガバナンスが強化されております。

○監査役会は、原則月1回開催しております。各監査役は取締役会に出席し、意見の陳述を行うほか、取締役会の運営、決議、審議の方法などの監視をしております。常勤監査役は、監査計画に基づき重要な意思決定の過程を把握するため、社内各部門および子会社の業務執行状況の調査、重要な書類の閲覧、重要な会議への出席などにより取締役の職務の監査を行い、その内容を監査役会に報告しております。監査の実効性の向上および監査機能の強化のため、当社の経営陣から独立した中立の存在である3名の社外監査役を選任しております。

○当社は、経営の客観性を高めるため、当社から独立した社外取締役2名を選任しており、社外取締役は、月1回以上開催される取締役会に出席し、専門家の立場から各取締役の業務執行を監督しております。

○当社は、社外取締役および社外監査役から適切な助言を受けるため、当社社長との情報交換会の開催を年に数回予定しているほか、内部監査部門および会計監査人との情報交換を随時行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

○当社は経営の意思決定・監督と執行の分離、業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入するとともに、経営の監督機能の強化を図るため、社外取締役2名を選任しております。さらに、監査の実効性を図るため、監査役、内部監査部門および会計監査人との連携を保っております。このような現状の体制によって、ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しております。

○当社は、上記体制により、経営監視機能・監督機能を十分機能させ、意思決定の透明性の向上を図り、ステークホルダーの視点を活かす仕組みを構築してまいります。

○なお、現状におきましては、監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社に移行する特段の理由がなく、上記施策による監査役会設置会社としての現体制を基礎として継続的なガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	平成25年9月開催の第65回定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使ができるようにいたしました。
その他	株主総会の議案を招集通知発送前にホームページに掲載し株主が議決権を的確に行使しうよう配慮しております。また、株主総会当日は、映像を使ってわかり易い説明を心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会、第2四半期決算説明会を実施しており、決算の説明と共に、経営施策をアナリスト向けに説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページを積極的に活用し、各種のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRの専任部署は設置しておりませんが、人事総務部が中心となり、経理部、広報室と連携して、IR業務を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では経営理念の下に位置づけた行動指針により、ステークホルダーを尊重することを基本方針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、商品を通じて社会に貢献することを経営理念としております。また、当社は、環境憲章を制定しホームページで公開すると共に、環境に配慮した素材選択・設計に力を入れ、環境保全に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、公正かつ透明性の高い健全な経営を指向しており、ステークホルダーへの情報提供は、適時開示規則に基づく開示は勿論、任意情報もホームページやマスメディアを活用し適切に開示することを基本方針としております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、平成27年4月28日開催の取締役会において、本年5月1日施行の会社法および同法施行規則の改正を踏まえ、当社の業務の適正を確保するための体制に関する「内部統制システムの基本方針」の内容の見直しを行い、一部改正を決議しました。同改正後の当社の業務の適正を確保するための体制の内容の概要は次のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、経営理念、行動指針、ならびに最上位規程として位置付けられたキングジムグループコンプライアンスプログラムにより、法令および定款を遵守すると共に、企業倫理の実践を図るため、当社グループの役職員が自らを律し行動する。当社は経営管理本部長をコンプライアンス統括責任者と定め、常務取締役以上の取締役と社外の顧問弁護士をメンバーとしたコンプライアンス委員会を設置している。また、当社は内部通報に関する窓口としてスピークアウト制度を設けている。万一、コンプライアンス上に疑義のあ

る行為が行われ、また行われようすることに気付いた者は、スピークアウト制度により、社外の顧問弁護士に通報することができる体制となっている。通報者は匿名性が保障されており、通報者の正当な行為は従業員就業規則によって保護され、通報したことにより不利益となる扱いは受けない。監査役は、当社グループのコンプライアンスの状況を監査すると共に、社外の顧問弁護士からの通知およびコンプライアンス委員会から報告を受け、その運営を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、文書管理規程、決裁手続規程、稟議処理細則に従い、文書に記録し、適切に保存され、これらの規程ならびに機密管理規程に従って適正に管理される。取締役または監査役が文書の閲覧を希望する場合は、上記の諸規程に基づき閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険の管理は、キングジムグループ危機管理規程および当社グループ各社が制定する危機管理細則に基づき、それぞれ業務執行を行う各本部長、担当役員または子会社社長が日常での全体管理を行う。また必要に応じ、各本部長、担当役員または子会社社長は、業務規程の整備を充実させる。平常時においては、当社社長を委員長とするリスクマネジメント委員会がリスク分析等を行う体制をとり、万一、損失の危険が当社グループの業績に重要な影響を及ぼすおそれが生じた場合は、各本部長または担当役員が社長および管理本部長に報告すると共に、当社は緊急検討委員会もしくは緊急対策本部またはその双方を開催し、その対応を早急に検討する。危機発生の状況および対応の状況は、取締役会、監査役会に報告するものとする。また、当社グループの業績に重要な影響を及ぼすとされる事項は、遅滞なく会計監査人に報告すると共に、適時開示等によりステークホルダーに開示する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループの成長戦略を構築するため、中期経営計画により全社的な目標を設定し、その目標を達成するため各本部長、担当役員または子会社社長は具体策を実行する。重要事項の決定と各取締役の業務執行状況の報告ならびに取締役の職務執行の監督を行うため、当社は取締役会を月1回以上開催し、監査役は取締役の業務執行状況を監査する体制をとっている。また、取締役会の充実を図るため、事前に審議機関である常務会を開催し重要事項の検討を行い、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保している。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社および企業集団全体の業務の適正を確保するための体制ならびに財務報告の信頼性等を確保するための体制を整備する。キングジムグループコンプライアンスプログラムは、企業集団全体のプログラムとして、子会社においても運営される。通常の業務の適正を確保する体制は、内部監査規程、子会社管理規程等により担保され、その実施は担当役員が把握すると共に、子会社の経営状態その他の重要な情報について、当社への定期的かつ継続的な報告を義務付けている。当社内部監査部署は子会社の業務の適正を監査し、その結果を監査役に報告すると共に、特に重大な事項については取締役会に報告する。子会社においては、キングジムグループコンプライアンスプログラムに則り諸規則の整備を含め、業務の適正を確保するための体制の整備を推進している。なお、海外子会社は、上記整備の推進にあたり現地の法令・慣習を尊重する。

6. 反社会的勢力排除に係る体制

当社グループは、反社会的勢力・団体とは一切の関わりを持たず、また、不当な要求には一切応じることのないようキングジムグループコンプライアンスプログラムを確立しており、今後もその体制を確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が監査を実効的に行うために監査役の職務を補助すべき使用人の配属を求めたときは、それを適切に補完できる必要な知識・能力を備えた使用人を配属する。また、監査役の職務の独立性を確保するため、監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に反して、その所属する取締役の指揮命令を受けない。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社および子会社の取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実、法令・定款に違反するおそれがある事実を発見した場合は、直ちに、監査役または監査役会に報告を行う。また、当社および子会社の取締役および使用人は、監査役から監査に必要な事項に関し説明を求められた場合は、速やかに、監査役または監査役会に必要な報告を行う。当社および子会社は、当社および子会社の監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益となる扱いをしない。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査計画の策定に当たっては会計監査人および内部監査部署との調整を行い、監査の方法および監査業務の役割分担を含め監査役会でこれを決定する。監査役は監査業務を適切に遂行するため取締役・使用人および子会社の業務執行者との意思疎通、情報交換を図り監査を実施する。当社は、監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するため必要な費用を負担する。監査役が必要と認めた場合、監査役は弁護士、公認会計士および税理士等との連携により適切な監査を行う。また、監査役は、監査に必要な情報を収集するために各種重要会議への出席および稟議書その他の重要な書類の閲覧をすることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

上記記載のとおり、当社グループは、反社会的勢力・団体とは一切の関わりを持たず、また、不当な要求には一切応じることのないようキングジムグループコンプライアンスプログラムを確立しており、今後もその体制を確保する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり
-------------	----

該当項目に関する補足説明 更新

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を

継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、1.情報活用環境での、秀でた商品開発力・提案力、2.安心のブランド力、3.広い販売力と顧客サポート力、更には4.全従業員に根付いた健全・研鑽・貢献・全員経営の企業風土にあります。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現のための具体的取組みの概要

1. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、中長期的に成長できる強固な経営基盤を確立し、中期経営計画を達成するため、以下の通り、「大胆な市場開拓」、および「堅固な収益構造の確立」を目指してまいります。

「大胆な市場開拓」

- ・ポメラに代表されるデジタル文具市場においては、当社の持つ商品企画力を発揮した新製品の投入により、新たな顧客・市場の創造を目指してまいります。

- ・テブラ事業においては、新しい機能性テープ等の投入や東京オリンピックに向けた新たな表示需要を取り込むことにより、テブラが使用されるシーンを増やすことで、テープ需要を拡大してまいります。

- ・ファイル事業においては、ベトナム・インドネシア・マレーシアの当社工場の競争優位性を生かして、カテゴリー別にターゲットを定めたシェア・アップ施策を推進してまいります。

- ・海外市場においては、東南アジアに生産拠点があることを活かして、アジア市場に相応しい機能・デザイン・価格を実現した新製品の投入を図る一方、上海・香港・ジャカルタ・ホーチミンの販売拠点を活かした営業活動の強化により、アジアでの当社ブランドを確固たるものにしてまいります。

- ・インターネットライフスタイル事業においては、既存の生活雑貨品の新製品開発とその販売に加え、グループ会社である株式会社ぼん家具のネット通販のノウハウを相互に活用することによるシナジー効果の強化を目指してまいります。

- ・こはる、ガーリーテブラで獲得した「女子文具市場」に、女性開発・営業プロジェクト・チームによる斬新なアイディアの新製品を投入し、当社にとって新しい顧客の獲得に注力してまいります。

- ・新規事業にも積極的に取り組み、M & Aについても常に検討を重ねてまいります。

「堅固な収益構造の確立」

- ・ステーションナリー事業の海外生産拠点が自社工場であることを活用し、新たな設備投資による合理化、新工場建設による生産能力の拡大、新製品を生産できる新規技術の獲得といった戦略の方向性を海外生産拠点・本社とで一致させることで無駄のないコストの実現を目指してまいります。

・人事・財務管理では、グローバル人材の育成、海外現地子会社スタッフの育成を図ると共に、グループ会社を含めた連結ベースでの資金管理の効率化、持ち合い株の一部解消等により、さらなる財務体質の強化にも取り組んでまいります。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成25年8月2日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の内容を一部改定した上で更

新することを決議し（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）、同年9月19日開催の第65回定時株主総会において本プラン

の更新について承認を得ております。

本プランは、次の1又は2に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会

が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとす

る者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

1 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

2 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上

となる公開買付け

本プランは、これらの買付等が行われようとする際に、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付

等を阻止することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランを遵守する

旨の法的拘束力のある誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根

拠資料、代替案（もしあれば）が、業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役〔もしくはこれに準ずる監査役（過去

に当社又は当社の子会社の社外取締役であったために、会社法第2条第16号の要件を充足しない監査役を含みます。以下同様とします。）〕、又

は社外の有識者（現時点においては業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役1名および社外の有識者2名）から構成される独立委員

会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得た上、買付内容の評価・検討、当社取締役

会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、ならびに以下の勧告等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など本プランに定め

る要件に該当し、後述する新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に

対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

また、当社取締役会は、本プランに定める場合には、本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際して、実務上可能な限り最短

の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

この新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに

新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されております。この新株予約権を割り当てられた株主は、原則として、1円(を下限として

当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額)を払い込むこと

により、新株予約権を行使し、当社株式1株を取得することができます。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権

無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うものとします。

本プランの運用に際しては、当社取締役会は、適用ある法令又は東京証券取引所の諸規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況、独立委

員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、当社株主総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と判断する

事項について、適時に情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成25年9月開催の定時株主総会後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時

までです。但し、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは

その時点で廃止されることになります。

本更新後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、本プランによって株主の皆様へ直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません）。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する平成25年8月2日付プレスリリースをご覧ください。

（<http://www.kingjim.co.jp>）

（３）具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社の経営計画に基づく各施策、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定され更新されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記(2)-2. 記載のとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会で承認を得て導入され更新されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役（もしくはこれに準ずる監査役）、又は社外の有識者によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で外部専門家を利用することができることとされていること、有効期間が最長約3年と定められた上、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益を損うものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

・適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、情報の積極的な開示、コーポレートガバナンスの強化、公正かつ透明性の高い経営を行動指針とし、ステークホルダーの期待に応える経営を行うことをコンプライアンスプログラムにおいて宣言しております。重要な決定事項・発生事項に関する情報については、適時適切に開示できるよう以下の体制を構築しております。

1. 重要な意思決定事項は、社外取締役を含む取締役会で審議・決定され（決算事項の承認を含む）、総括管理責任者（経営管理本部長）が開示判断を行います。重要な発生事実は、各部門の担当役員から社長に報告され、社長の指示を受けて、総括管理責任者が開示判断を行います。
2. 総括管理責任者が開示を必要と判断した事項は、直ちに管理責任者に指示し、適時開示を行います。マスコミ等への広報発表が必要な場合は、総括管理責任者が、管理責任者または広報部門に指示し、マスコミ等へ発表するほか、自社のホームページに掲示し、投資者・ステークホルダーに対する適時適切な情報開示を徹底しております。
3. 重要情報は社内規程に従い適切に管理され、株式売買はインサイダー取引管理規程により規制しております。
4. なお、適時開示規則等による開示義務を伴わない情報であっても、投資者の投資判断に影響を及ぼすと判断した場合は、上記と同様の手続きで公表しております。

・内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制

以下に記載の模式図をご参照ください。

<コーポレート・ガバナンス体制 模式図>



